

2024

3

労働基準ニュース

一般社団法人
埼玉労働基準協会連合会 発行
公益社団法人
全国労働基準関係団体連合会埼玉県支部

CONTENTS

労災保険率の改定等について……………	2
令和5年度労働行政関係功労者表彰について……………	4
厚生労働大臣新規認定企業について……………	4
建設事業無災害表彰の伝達について……………	5
新たな化学物質管理について……………	6

埼玉労働局管内の主な「送検事例」について……………	10
時間外労働の上限規制の適用について……………	11
令和5年度「ベストプラクティス企業」を訪問……………	12
講習会・行事……………	13



労災保険率の改定等について

労災保険率は、厚生労働大臣が業種ごとに定めており、それぞれの業種の過去3年間の災害発生状況などを考慮し、原則3年ごとに改訂しています。

今般、厚生労働省では、労災保険料の算出に用いる労災保険率について、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」のとおり改正を行いますので、お知らせします。

《改正のポイント》

- 1 労災保険率を業種平均で 0.1/1000 引下げます(4.5/1000→4.4/1000)【表1】。
全 54 業種中、引下げとなるのが 17 業

埼玉労働局総務部労働保険徴収課

種、引上げとなるのが3業種です。

- 2 一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率を改定します【表2】。

全 25 区分中、引下げとなるのが5区分です。

- 3 請負による建設の事業に係る労務費率（請負金額に対する賃金総額の割合）を改定します【表3】。

- 4 施行期日：令和6年4月1日

詳しくは、埼玉労働局総務部労働保険徴収課（☎048-600-6203）へお問合せいただくか、埼玉労働局のホームページをご覧ください。

【表1】 労災保険率及び第一種特別加入保険料率（単位：1/1,000）

業 種	現行	改定後	変化
林業	60	52	↓
海面漁業	18	18	
定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	37	↓
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88	
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	13	↓
石油又は天然ガス鉱業	2.5	2.5	
採石業	49	37	↓
その他の鉱業	26	26	
水力発電施設、ずい道等新設事業	62	34	↓
道路新設事業	11	11	
舗装工事業	9	9	
鉄道又は軌道新設事業	9	9	
建築事業	9.5	9.5	
既設建築物設備工事業	12	12	
機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6	↓
その他の建設事業	15	15	
食料品製造業	6	5.5	↓
繊維工業又は繊維製品製造業	4	4	
木材又は木製品製造業	14	13	↓
パルプ又は紙製造業	6.5	7	↑
印刷又は製本業	3.5	3.5	
化学工業	4.5	4.5	
ガラス又はセメント製造業	6	6	
コンクリート製造業	13	13	
陶磁器製品製造業	18	17	↓
その他の窯業又は土石製品製造業	26	23	↓
金属精錬業	6.5	6.5	
非鉄金属精錬業	7	7	
金属材料品製造業	5.5	5	↓

業 種	現行	改定後	変化
鋳物業	16	16	
金属製品製造業又は金属加工業	10	9	↓
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	6.5	
めっき業	7	6.5	↓
機械器具製造業	5	5	
電気機械器具製造業	2.5	3	↑
輸送用機械器具製造業	4	4	
船舶製造又は修理業	23	23	
計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	2.5	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5	
その他の製造業	6.5	6	↓
交通運輸事業	4	4	
貨物取扱事業	9	8.5	↓
港湾貨物取扱事業	9	9	
港湾荷役業	13	12	↓
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3	
船舶所有者の事業	47	42	↓
農業又は海面漁業以外の漁業	13	13	
清掃、火葬又はと畜の事業	13	13	
ビルメンテナンス業	5.5	6	↑
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	6.5	
通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5	
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3	
金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5	
その他の各種事業	3	3	

【表2】特別加入保険料率（単位：1/1,000）

一人親方等の保険料率（第二種特別加入保険料率）

番号	事業又は作業の種類	現行	改定後	変化
特1	個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業	12	11	↓
特2	建設業の一人親方	18	17	↓
特3	漁船による自営業者	45	45	
特4	林業の一人親方	52	52	
特5	医薬品の配置販売業者	7	6	↓
特6	再生資源取扱業者	14	14	
特7	船員法第一条に規定する船員が行う事業	48	48	
特8	柔道整復師	3	3	
特9	創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者	3	3	
特10	あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師	3	3	
特11	歯科技工士	3	3	
特12	指定農業機械作業従事者	3	3	
特13	職場適応訓練受講者	3	3	
特14	金属等の加工、洋食器加工作業	15	14	↓
特15	履物等の加工の作業	6	5	↓
特16	陶磁器製造の作業	17	17	
特17	動力機械による作業	3	3	
特18	仏壇、食器の加工の作業	18	18	
特19	事業主団体等委託訓練従事者	3	3	
特20	特定農作業従事者	9	9	
特21	労働組合等常勤役員	3	3	
特22	介護作業従事者及び家事支援従事者	5	5	
特23	芸能関係作業従事者	3	3	
特24	アニメーション制作作業従事者	3	3	
特25	情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者	3	3	
海外労働者（第三種特別加入保険料率）				
海外で行われる事業に派遣される労働者等		3	3	

【表3】労務費率

事業の種類		現行	改定後	変化
水力発電施設、ずい道等新設事業		19%	19%	
道路新設事業		19%	19%	
舗装工事業		17%	17%	
鉄道又は軌道新設事業		24%	19%	↓
建築事業		23%	23%	
既設建築物設備工事業		23%	23%	
機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付け	38%	38%	
	その他のもの	21%	21%	
その他の建設事業		24%	23%	↓

令和5年度労働行政関係功労者表彰について

埼玉労働局総務部総務課

令和5年12月21日（木）、埼玉労働局14階大会議室において「令和5年度厚生労働省労働行政関係功労者表彰式」が執り行われました。

この表彰は、労働行政に係る各施策の推進に特に顕著な功績があり、他の模範と認められる方を11月23日（勤労感謝の日）付けで表彰をし、もって労働行政の発展を図ることを目的としているものであり、長きにわたり地区労働基準協会の活動に多大な貢献をされている下記の3名（五十音順）に久知良俊二埼玉労働局長から表彰状の授与がなされました。

受賞されました皆様方の益々のご活躍・ご健勝をご祈念申し上げます。





写真前列左から 久知良労働局長、佐藤川越協会副会長、清水春日部協会理事、山口浦和協会副会長、北代昌巳労働基準部長、後列左から 川又裕子川越署長、宮尾薫子春日部署長、馬場一明さいたま署長

- ◆ 佐藤 正博 様 （一般社団法人 川越地区労働基準協会 副会長）
- ◆ 清水 良祐 様 （一般社団法人 春日部労働基準協会 理事）
- ◆ 山口 博文 様 （一般社団法人 浦和地区労働基準協会 副会長）

厚生労働大臣新規認定企業について

埼玉労働局雇用環境・均等部指導課

【令和5年12～令和6年1月における認定企業】

認定区分	企業名（所在地）	認定回数等	認定年月
「くるみん」認定企業 仕事と子育ての両立支援の取組を行う優良な企業 	株式会社 日本水工 コンサルタント （さいたま市大宮区）	1回目	令和5年12月
「えるぼし」認定企業 女性活躍推進に関する取組の実施状況が優良である企業 	株式会社 JRS （戸田市）	3段階目	令和6年1月

「くるみん」、「えるぼし」等に関する認定申請の詳細は、埼玉労働局雇用環境・均等部指導課（☎048-600-6269）までお問合せください。

建設事業無災害表彰の伝達について—令和5年11月末までの申請分を表彰—

埼玉労働局労働基準部健康安全課

「建設事業無災害表彰」は、労働者災害補償保険の保険料（概算又は確定）の額が160万円以上（請負金額1.8億円以上）の建設工事を対象として、事業場からの申請により厚生労働省労働基準局長が表彰する制度で、建設事業で日々の安全衛生活動の積み重ねにより、長期にわたる工事期間中、死亡又は休業を伴う労働災害を発生させずに工事を完了した建設工事現場に対して表彰されます。

北代昌巳労働基準部長から特定共同企業体の各社に無災害表彰状を伝達しました。

また、同月26日（火）に同局15階大会議室において、「建設事業無災害表彰伝達式」を開催し、久知良俊二埼玉労働局長から各工事現場の担当者に無災害表彰状の伝達を行いました。



写真左から 北代労働基準部長、①鹿島の竹田基志グループ長、齋藤工業の平野義和顧問、松永建設の鎌田英樹グループリーダー、繁野北斗健康安全課長



写真左から 久知良労働局長、②小畑弘一次長、③磯田公久所長、④元村剛毅チーフエキスパート、北代労働基準部長

令和5年12月13日（水）埼玉労働局（さいたま市中央区）労働基準部長室において、

「建設事業無災害表彰」の詳細については、最寄りの労働基準監督署又は埼玉労働局労働基準部健康安全課（☎048-600-6206）へお問合せください。

📷	事業場名	工事名【所在地】
①	鹿島・齋藤工業・松永建設 特定共同企業体	さいたま市立病院旧病棟解体工事【さいたま市緑区】
②	鹿島建設株式会社 関東支店	株式会社アヤベ洋菓子吉川新工場建設工事【吉川市】
③	鹿島建設株式会社 関東支店	関東化学株式会社草加工場事務厚生棟建設工事【草加市】
④	竹中工務店株式会社 北関東支店	高田製菓北埼玉工場2号棟建設プロジェクト【加須市】
—	株式会社ナカノフドー建設 名古屋支店	(仮称)加須市土手2丁目プロジェクト計画新築工事【加須市】